

東京都公報

発行
東京都

目次

56

条 例

- 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（環境局）… 四
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（同）… 四
- 東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例（同）… 四
- 東京都自然公園条例の一部を改正する条例（同）… 四
- 東京都葬儀所条例の一部を改正する条例（建設局）… 五
- 東京都砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例（同）… 五
- 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部を改正する条例（東京都公安委員会）… 五
- 拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例（同）… 六
- 東京都水上安全条例の一部を改正する条例（同）… 六
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（同）… 六
- インターネット端末利用営業の規制に関する条例の一部を改正する条例（同）… 六
- 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（同）… 六
- 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例（同）… 七
- 歓楽的雰囲気過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（同）… 七
- 特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（同）… 七

- 東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例（同）… 七
- 特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（東京都消防庁）… 八
- 特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例（同）… 八
- 火災予防条例の一部を改正する条例（同）… 八

条例のあらまし

- 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四四号）
 - 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。
 - 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四五号）
 - 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。
 - 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。
- 東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例（条例第一四六号）
 - 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正

正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●東京都自然公園条例の一部を改正する条例 (条例第一四七号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和三十二年法律第六七号) の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●東京都葬儀所条例の一部を改正する条例 (条例第一四八号)

一 東京都青山葬儀所の建替えに伴い、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行います。

(例) 式場利用料

一回 (都の区域内に住所を有する者)

八八〇、〇〇〇円 (八時間以内)

↓ 一、七〇三、〇〇〇円 (二四時間以内)

二 この条例は、令和八年三月一日ほかから施行します。

●東京都砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例 (条例第一四九号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和三十二年法律第六七号) の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五〇号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和三十二年法律第六七号) の改

正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五一号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和三十二年法律第六七号) の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●東京都水上安全条例の一部を改正する条例 (条例第一五二号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和三十二年法律第六七号) の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五三号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和三十二年法律第六七号) の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●インターネット端末利用営業の規制に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五四号)

一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和四年法律第六八号) の施行による地方自治法 (昭和三十二年法律第六七号) の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。

二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第一五五号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第一五六号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第一五七号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第一五八号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第一五九号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六八号）の施行による地方自治法（昭和二二年法律第六七号）の改正に伴い、罰則に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一六〇号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例（条例第一六一号）

- 一 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六七号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和七年六月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例（条例第一六二号）

- 一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五三三号）の施行による建築基準法（昭和二五年法律第二〇一号）の改正に伴い、防火対象物の工事等計画の届出に係る規定を整備します。
- 二 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に規定する日又はこの条例の公布の日から遅い日から施行します。

条 例

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四百四十四号

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年東京都条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四百四十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第一百五十八条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例による

こととされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四百四十六号

東京における自然の保護と回復に関する条例の一部を改正する条例

東京における自然の保護と回復に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条及び第六十五条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号）第十二条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役は、その刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

東京都自然公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四百七十七号

東京都自然公園条例の一部を改正する条例
東京都自然公園条例(平成十四年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第六十八条及び第六十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四百四十八号

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例
東京都葬儀所条例(昭和二十一年東京都条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

式場利用料	一回(八時間以内)	八十八万円	百五万六千円
待合室利用料		二十三万一千円	二十七万七千二百円
式場利用料	一回(二十四時間以内)	百七十万三千円	二百四万三千六百円
柩保管料	一柩(二十四時間以内につき)	一万六千円	一万九千二百円

を に

改める。

附 則

1 この条例は、令和八年三月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定及びこの条例による改正後の東京都葬儀所条例別表第二の規定による施設等の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四百四十九号

東京都砂防指定地等管理条例の一部を改正する条例
東京都砂防指定地等管理条例(平成十五年東京都条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二十七条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五百十号

集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部を改正する条例
集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和二十五年東京都条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十一号

拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例

拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成四年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都水上安全条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十二号

東京都水上安全条例の一部を改正する条例

東京都水上安全条例(平成三十年東京都条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十七年東京都条例第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項、第二項及び第七項から第十項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

インターネット端末利用営業の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十四号

インターネット端末利用営業の規制に関する条例の一部を改正する条例

インターネット端末利用営業の規制に関する条例(平成二十二年東京都条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都デパートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

●東京都条例第百五十五号

東京都知事 小 池 百合子

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例
東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成九年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百五十六号

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例（平成十二年東京都条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十一條第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第二項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第四項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百五十七号

歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例
歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第三項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十條第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第三項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第十條第一項中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同條第三項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百五十八号

特定異性接客営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

特定異性接客営業等の規制に関する条例（平成二十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

●東京都条例第五十九号

東京都知事 小 池 百合子

東京都暴力団排除条例の一部を改正する条例

東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項及び第二項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十号

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和二十四年東京都条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終わつて」を「終わり、又は執行を受けることがなくなつた日」に改める。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

●東京都条例第六十一号

東京都知事 小 池 百合子

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例(昭和三十九年東京都条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年十月十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第六十二号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。第五十六条第一項ただし書中「第十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和六年法律第五十三号)附則第一条第三号に規定する日又はこの条例の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号 101-0051

